

徳大労組 第17回定期大会

(日時) 2020年7月4日 14:30~16:00

(会場) ウェブ会議



徳島大学教職員労働組合

徳島大学教職員労働組合 第16回定期大会 議案書

目 次

第1号議案	2019年度役員等選挙結果に関する件	2
第2号議案	2018年度の活動報告に関する件	4
第3号議案	2019年度の活動方針に関する件	9
第4号議案	2018年度(18年6月-19年5月)会計決算報告に関する件	15
第5号議案	2019年度(19年6月-20年5月)会計予算に関する件	15
付録	徳島大学教職員労働組合同規約	18
	徳島大学教職員労働組合組合費規約	23
	徳島大学教職員労働組合役員選出規定	24
	徳島大学教職員労働組合出張費規定	25
	徳島大学教職員労働組合慶弔規定	26

2020年6月3日

徳島大学教職員労働組合
2020年度役員選挙並びに第17回定期大会代議員選挙の結果について

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会

委員長 荒武達明

委員 新田元規

委員 津田 恵

徳島大学教職員労働組合同規約第14条及び第22、23条に基づく2020年度役員選挙、並びに徳島大学教職員労働組合同規約第9条に基づいて2020年6月27日(土)に開催予定の第14回徳島大学教職員労働組合同定期大会代議員選挙に関し、各々2020年5月25日(金)から6月2日(火)まで投票を実施しました。

以下の通り結果を報告します。

記

1. 投票総数及び投票率

公示時有権者数	投票総数	有効票数	無効票数	投票率
116	86	86	0	74.1%

投票数が有権者総数の3分の2を越えており、本選挙は成立しました。

2. 選挙結果

別紙の通り、候補者全員が信任されました。

以 上

2020年度役員選挙・第17回組合定期大会代議員選挙開票結果



1. 徳島大学教職員労働組合 2020年度役員 (有効票数 86)

中央執行委員長	(1名)	今井晋哉	86	票
中央副執行委員長	(1名)	渡部 稔	86	票
書記長	(1名)	山口裕之	83	票
書記次長	(1名)	吉岡宏祐	86	票
会計	(1名)	浅田 沢	86	票
監査委員	(2名)	田久保浩	85	票
		佐久間亮	86	票
選挙管理委員	(3名)	熊坂元大	86	票
		佐竹昌之	85	票
		川崎麻祐子	85	票

2. 徳島大学教職員労働組合 2020年度 教職員支部選出役員 (有効票数 86)

中央執行委員	(3名)	田中章子	86	票
		河野 理	84	票
		藤原茂樹	85	票
中央委員会委員	(5名)	中島孝子	85	票
		岩佐幸恵	84	票
		中山 順	86	票
		谷 美紀	86	票
		内海千種	85	票

参考 中央執行委員は各支部50名以下で1人、51-100名で2人、101人以上で3名選出
中央委員会委員は各支部20名以下1人、20名ごとに1名、81名以上5名とする。
(公示時組合員数 116名)

3. 徳島大学教職員労働組合第17回定期大会教職員支部選出代議員 (有効票数 86)

饗場和彦	84	票
笹賀瑞枝	84	票
小西三奈子	85	票
小川睦美	84	票
安間 了	86	票
西山賢一	86	票
後藤知夏	85	票
上原克之	85	票
篠原佳奈	84	票
山内曉彦	85	票

参考 教職員支部代議員定数 10名
支部組合員数10名に1人選出、91名以上10名とする
(公示時組合員数 116名)

1. 2019 年度中央執行委員会の取組み概要

徳島大学教職員労働組合は、昨年の定期大会で以下の 3 つの活動方針を決定した。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。
- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。
- 3) 過半数組合づくりの取組みを推進します。

上記方針にもとづき、7 月 22 日に、毎年恒例となっている学長・病院長あての要望文書を提出し、学長懇談・病院長懇談に臨んだ。要望項目は、①政府・財界主導の「大学改革」への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③教員・事務職員の労働条件改善について。④病院職員の労働条件改善について。⑤パート職員・契約職員の待遇改善について。以上 5 点。それぞれにつき概要を具体的に報告する。

1) 誇りに思える職場づくり

【第一回学長懇談】

9 月 27 日に学長懇談を開催し、先述の 5 点のうち、病院に関する④以外の 4 点について意見交換を行った。大学側の回答と組合側の見解は以下のとおり。

① 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

- 1) 交付金削減に対する今後の対応につき、引き続き協議を希望します。
- 2) 教員の削減や物件費の削減など、労働環境に大きな影響のある事案につきましては、事前に組合との協議を行ってください。

〈大学側回答〉

- ・ 毎年 1.2%の効率化係数による削減が続き、指標にもとづく相対評価による予算配分への対応も必要だ。財政状況は非常に厳しい。対応については組合からも意見をいただければありがたい。
- 3) 産学連携の推進により、研究の自由が阻害されないよう、引き続きお願いいたします。

〈大学側回答〉

- ・ 産業院は現時点では収益を上げていないが、これから収益を上げたい。
 - ・ 産業院は、産学連携の弊害が全学に広がらないようにするための一種の「特区」と考えている。
- 4) 「大学等における修学の支援に関する法律」により、従来の授業料免除制度が改悪されるのではないかと危惧しています。適切なご対応を希望します。

〈大学側回答〉

- ・ 現在、文科省と財務省が折衝を行っている。国大協から文科省への申し入れも行われている。

〈組合側見解〉

- ・ 組合としても全大教（全国大学高専教職員組合）を通じて文科省に申し入れを行っている。
- ・ 国立大学の授業料値上げの動きや、英語の民間試験利用をめぐる混乱などについても憂慮している。

② 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

- 1) 軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求めます。
- 2) 国歌斉唱については、中国、韓国をはじめ、アジア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑みた対応を求めます。

〈大学側回答〉

- ・ 軍学共同研究についての検討はその後、進んでいない。
- ・ 国歌斉唱については、来年度も、これまで通りの扱いとする。

③ 教員・事務職員の労働条件改善について

- 1) 教員の採用に対して、全学人事委員会・役員会による介入を避け、現場の判断を尊重することを求めます。

〈大学側回答〉

- ・ ポイント制のやり方については今後も現場の声を聞きながら改善したい。
- ・ 先日の常三島地区での採用人事は、不運の重なった例外的なケースだと認識している。多くの場合、学部が推薦する人が採用されている。
- ・ ポイント制を利用して内部昇任人事を行うことは差し支えない。

〈組合側提案〉

- ・ ポイント制では、学部は現時点で使用可能なポイントを全部採用人事に使ってしまいがちなので、学部にとってもポイントを節約するインセンティブがある制度設計にすべきだ（余ったポイントは研究費に充てられるなど）。
- 2) 現在の給与における地域手当が、国家公務員3%に対して2%となっている点につき、早期の改善を求めます。

〈大学側回答〉

- ・ 人事院勧告による基本給の増額改定については死守する。
 - ・ 地域手当については財源の見通しがないので約束できない。
- 3) 教育の質が保証できる程度の教育研究費の配分に向けて、努力をお願いいたします。

〈大学側回答〉

- ・ 予算削減によって研究費が減っている。外部資金獲得等の努力をしたい。
 - ・ 学部予算の具体的な使い方は各学部の裁量になっている。
- 4) 教員の年俸制の拡大につき慎重な姿勢を求めます。実施する場合には慎重な制度設計を求めます。

〈大学側回答〉

- ・ 現時点では検討中なので、具体的なことは言えない。

〈組合側見解〉

- ・ 教員評価については現行の制度を引き続き使用するのが望ましい。
 - ・ 新年俸制は、極力、月給制と変わらないような制度にするべきである。具体的には、業績を ABCD などにランク付けした場合、A は従来の特別昇給相当、B は定期昇給相当、C は昇給なし（55 歳以上は現在も昇給停止）とし、減給の D は、よほどのことがない限り、つけないようにするべきである。
- 5) 働き方改革法の施行に対応するためにも、教職員の適切な年休取得や残業時間削減のために有効な対応策を取られることを求めます。

〈大学側回答〉

- ・ 今年 3 月に各部局長あてに年休取得促進について通知を出している。
 - ・ これから様子を見て、年休取得の少ない職員については取得を促すなどの対応を取りたい。
- 6) 蔵本駐車料金について、他の事業所と比べて高額になりすぎないように対応されることを求めます。

〈大学側回答〉

- ・ 蔵本地区の駐車料金が他地区よりも高額な点については苦慮している。
- ・ 現時点では、蔵本地区駐車場委員会の判断を尊重している。
- ・ 蔵本駐車場委員会事務担当に確認したところ、「駐車料金を月額 5,000 円程度に上げる」といった議論はしていないとのことだった。

〈組合側見解〉

（蔵本駐車料金の件については十分に意見交換できなかったもので、次回に持ち越したい。）

④ パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) パート職員・契約職員の時給を、契約後 3 年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。

〈大学側回答〉

- ・ 財政状況が非常に厳しいので時給アップや手当の支給は難しい。
- ・ 組合から提案のあった「パート職員への長期勤続表彰」についてはよいアイデアだと思う。

【病院長・副病院長懇談】

学長懇談に先立ち、9月3日に実施した。病院職員の待遇改善として、具体的には、①医員・研修医・修練歯科医にする適切な超過勤務手当の支払い。②医員・研修医・修練歯科医に対する適切な年休付与。③医師にのみ限定されている「臨床手当」を歯科医師にも支給すること。この3点を求めた。

- 1) 医員・研修医・修練歯科医（以下、「医員等」）の日給の増額について。
 - ・ 財政状況は厳しいが、改善できるように検討したい。
- 2) 医員等に対する適切な時間外勤務手当の支払いについて。
 - ・ 引き続き適切な支払いに努める。
- 3) 医員等の適切な労働時間の把握について。
 - ・ 今年度から IC カードによる労働時間把握を試行したが、回答率が20%程度だったため、うまくいっていない。
 - ・ 「自己研鑽」と「労働時間」を区別する基準等を9月中に作成し、試行する。現場の意見を受けて基準の改善を進めたい。
- 4) 医員等に対する適切な年休付与について。
 - ・ 引き続き適切な付与に努める。
- 5) 「臨床手当」の歯科医師への支給について。
 - ・ 財政状況は厳しいが、改善できるように検討したい。
- 6) 看護師の「8 時間契約職員」の募集の透明化について。
 - ・ 事実関係を確認したうえで適切に対応する。
- 7) その他
 - ・ あゆみの森保育園の保護者送迎用駐車スペースの白線が消えかかっている点について、関係

部署に確認し、適切に対応する。

【第二回学長懇談】

2019 年度の人事院勧告が閣議決定されたことを受けて、11月18日、第二回の学長懇談を申し入れた。話題は下記の4点。

①人事院勧告への対応について。②教員の新年俸制の検討状況について。③蔵本地区駐車場について（料金、無料券の配布基準、あゆみの森保育園の保護者送迎用 駐車スペースの白線が消えかかっている危険な件について）。④次期学長任期期間中の「改革」方針について。

さらに11月27日、下記2点の話題を追加した。⑤心理相談の業績評価ポイントの件、⑥業績評価ポイントを改正するための手続きの件

12月16日、第二回学長懇談を実施した。大学側回答は、以下のとおり。

1) 人事院勧告への対応について。

- ・ 人事院勧告に準拠した基本給と賞与の増額を4月にさかのぼって実施し、差額は1月の給与で支払う。
- ・ パート職員への賞与支給については、大阪医科大学のパート職員が賞与支払いを求めた裁判の最高裁判決を見て対応を検討する。

2) 教員の新年俸制の検討状況について。

- ・ 基本的に現在の年俸制と大きく変わらない制度とする方向で検討している。
- ・ 早ければ年明けには制度の骨格を確定する。

3) 蔵本地区駐車場について（料金、無料券の配布基準、あゆみの森保育園の保護者送迎用 駐車スペースの白線が消えかかっている危険な件について）。

- ・ あゆみの森保育園前の駐車スペースについては保育園側負担で白線を引くことになったと報告を受けている。
- ・ 学内非常勤や全学委員会への出席で蔵本地区に行った場合の無料券の支給について、蔵本駐車場委員会に問い合わせる。

4) 次期学長任期期間中の「改革」方針について。

- ・ 改革方針の学内への周知や意見聴取を強化する。

5) 心理相談の業績評価ポイントについて。

- ・ 現状の制度の改善については、教員業績評価委員会委員長あてに改正申し入れの文書を出すという手続きになっている。

【その他の取り組み】

①2019年には学長選考が行われた。組合では学長選考会議宛に「学内意向調査の結果の尊重について」申し入れを行い、候補者2名に対して質問状を送るなど、公正な選考が行われるように活動したが、学長選考会議は意向調査で2位となった現学長の再任を決定した。この件について学長選考会議に質問状を送付したが、誠意ある回答は得られなかった。そのような選考を行った選考会議委員長は新年度も残留。大学の民主的な運営に対する重大な危機となっている。

②新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に関連して、教職員や学生の生活を守るために、組合はいくつかの申し入れを行った。

1) 2020年2月28日「新型コロナウイルスに対応する勤務体制等」のお願い

安倍首相による全国の小中高校への休校要請の翌日、組合は「時短勤務、在宅勤務、有給休暇の追加、臨時学童保育等の対応を求めた。大学側より、子どもが休校で監護が必要な場合には特別休暇として扱うとの回答があった。

2) 4月6日、新型コロナウイルス対策により経済的に困窮した学生への支援の要望

政府や自治体による「自粛要請」により、保護者が経済的に困窮したり、バイトの収入が減少した学生への支援を要望。大学側はとりあえず「困窮学生に3万円支給」を決定。その後、「クラウドファンディングによる支援」を決定。

3) 4月28日、新型コロナウイルス対策として、特例措置以外での在宅勤務実施と病院の「新型コ

ロナ担当手当」の要望。

大学側より、「今後、警戒レベルが上がった場合には在宅勤務を行う」、病院側より「コロナ担当手当について検討する」と回答。

2) ネットワークづくり

6月29日(土)の定期大会後の懇親会(@ふじや蔵本店、参加者12名)、8月6日(火)ビアガーデン・パーティ(@グランヴィリオホテル、8名)12月13日(金)の忘年会(@フォンターナ、14名)を行ったが、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、3月送別会や4月の新歓は見送った。

徳島労連や医労連との協力関係も引き続き良好である。国公労連や徳島労連、医労連など地域の労働団体の活動にも積極的に参加した。(対外活動については「活動の記録」を参照。)

また、未組合員対象のメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」は100号を迎え、組合活動に対する未加入の教職員の認知度や好感度は確実に高まっている。組合員対象の「中執便り」も110号を越え、組合員の連帯感の向上に大きな役割を果たしている。

3) 過半数組合づくり

日ごろからの教職員への加入呼びかけや、労働相談への対応を行っているが、19年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、大学側が対面の会による新入職員オリエンテーションを見送ったため、組合の説明会も実施できなかった。

とはいえ、19年度中(19年7月1日~19年6月14日現在)に**13名の新規加入**があった。11名の退職、1名の退会で、差し引き**1名の増加**(ちなみに19年度は3名の増加、18年度は14名の減少)。今後とも、組合活動の有効性をアピールして、組合員増を実現していくことが必要である。

<対外活動の記録>

●全国大学高専教職員組合（全大教）

2019年6/22-23：全国大学高専教職員組合（全大教）第30回中国四国地区教職員研究集会@高知（齊藤）

2019年6/23：全大教中国四国地区協議会第64回単組代表者会議@高知（齊藤）

2019年7/13：全大教第52回定期大会@東京（浅草）（今井）

2019年10/12-13：全大教合同地区別（中四国・九州地区）単組代表者会議@岡山（齊藤）

2020年2/22-23：全大教合同地区別（中四国・九州地区）単組代表者会議@北九州（齊藤）

2020年2/23：全大教中国四国地区協議会第65回単組代表者会議@北九州（齊藤）

●徳島県労働組合総連合（徳島労連）&徳島県医療労働組合連合会（医労連）

2019年9/27：徳島県医療労働組合連合会（徳島県医労連）第47回定期大会@徳島（浅田）

2019年10/6：徳島県労働組合総連合（徳島労連）第31回定期大会@徳島（中島）

2020年1/11：徳島県国民春闘共闘委員会2020年国民春闘討論集会@徳島（齊藤）

2020年2/3：徳島労連第30回中央委員会@徳島（中島）

●徳島県国家公務員労組共闘会議（徳島県国公）

2019年7/17：幹事会（齊藤）

2019年8/21：幹事会（齊藤）

2019年9/17：幹事会（齊藤）

2019年10/15：幹事会（齊藤）

2019年11/12：幹事会（齊藤）

2019年12/10：幹事会（齊藤）

2020年1/28：幹事会（齊藤）

2020年3/10：幹事会（齊藤）

●原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める徳島県連絡会（原発ゼロ徳島連絡会）

2019年7/24：幹事会（齊藤）

2019年8/11：イレブンアクション（齊藤）

2019年8/28：幹事会（齊藤）

2019年9/11：イレブンアクション（齊藤）

2019年9/25：幹事会（齊藤）

2019年10/11：イレブンアクション（齊藤）

2019年10/23：幹事会（齊藤）

2019年11/11：イレブンアクション（齊藤）

2019年11/27：幹事会（齊藤）

2019年12/11：イレブンアクション（齊藤）

2019年12/25：幹事会（齊藤）

2019年1/11：イレブンアクション（齊藤）

2020年1/18：総会&講演会（齊藤）

2020年1/22：幹事会（齊藤）

2019年2/11：イレブンアクション（齊藤）

2019年3/11：イレブンアクション（齊藤）

2020年3/25：幹事会（齊藤）

●その他

1. 基本方針

●労使関係、労働条件の改善について

- ① 教職員の賃金・労働条件は、組合との団体交渉を誠実にやり決めするという労使関係を確立すること。
- ② 大学病院に勤務する看護師の労働条件を抜本的に改善すること。看護師を充分確保・増員し、7 対 1 看護の体制において、安全で安心して働ける労働環境になるよう看護師の意見を取り入れた職場改善システムを構築すること。
- ③ 事務系の職場や病院において、不払い残業の根絶を始めとして労働基準法など法令を遵守するとともに、労働時間を短縮すること。そのため、労使協議の場を設けること。
- ④ 助教の研究環境の充実と待遇改善を行うこと。また、助教等を全員任期付きとするなどの無限定な任期制の導入は行わないこと。
- ⑤ 教職員の単身赴任手当における対象者規定の見直しを検討し適正な運用になるように改善すること。
- ⑥ 教育研究水準を低下させ、教職員の労働強化を招く人件費削減・人員削減計画については、労働組合と協議し再検討すること。
- ⑦ 教員賃金水準を 5%引き上げて私立大学との格差是正をはかること。職員は国家公務員との給与格差是正のため昇任・昇格等の改善を行うこと。
- ⑧ 教員任期制の導入に際しては、無限定な任期制を行わず、教員任期法に基づき、選択的限定的任期制、本人合意、組合との交渉事項であること等のルールを確立すること。
- ⑨ 年俸制の無限定的な導入を避け、年俸の減額は行わないこと。
- ⑩ 教職員の評価と査定昇給問題について、評価基準が不透明・未成熟な現状では、現行システムの実施上での問題点を調査検討し改善

策を提示すること。公正かつ透明性のある評価基準、評価への異議申し立て権の保障、査定のあるり方について組合との交渉事項とすること。

- ⑪ 教職員のワーク・ライフ・バランスを考え、次世代育成支援推進法に基づく実効性ある「行動計画」を教職員の意見を取り入れて改善すること。
- ⑫ 全学の人権委員会が教職員にとって真に相談しやすいものとして機能するように改善すること。

●教育研究環境の充実

- ① 授業料等の学生納付金の高額化、教育研究条件の貧困化は、学生の学ぶ権利の侵害であることの認識を共有し、その改善の取り組みを強めること。
- ② 競争的予算配分、学長等の裁量経費への偏った予算配分が基礎的で長期的な教育研究の基盤を壊し、歪めていることを認識し、均衡のある長期的視点から教育研究の推進を助成すること。
- ③ 大学の教育研究のあり方、特性を活かし、「学術の中心として」「深く専門の学芸を教授研究」（学校教育法 83 条）ができるよう財政基盤を整備すること。

●大学運営に関すること

- ① 学長選考、理事選任は、民主的ルールに基づき行うこと。具体的には、学長選考は学内構成員による投票制度を維持・尊重すること、学長の理事選任は教育研究評議会の推薦、経営協議会の意見聴取を取り入れること。
- ② 情報公開、透明性の担保の原則を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会の議事の概要を作成し、公開すること。
- ③ 教育研究の充実、活性化の観点から財政・経営問題を含めて、教育研究評議会・教授会が自

治・自律的な機能を十分に発揮すること。経営協議会は教育研究の充実のため、その整備、充実、支援に当たること。

- ④ 教育研究評議会の評議員のうち、国立大学法人第 21 条第 2 項の四に規定する「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」の指名に際しては、大学を構成する部局その他の教育研究上の重要な組織から選出されたものを含むこと。
- ⑤ 教育研究評議会での審議に付す重要事項は基本的に教授会での審議を経ること。
- ⑥ 教員人事に関しては、教授会・教育研究評議会の議に基づき採用、昇格、降格、異動、解雇等を行うこと。

2. 2020 年度の活動方針

昨年度に引き続き、私たちは次に掲げる 3 つの活動方針で 2019 年度の組合活動を実施していく。

1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。

組合員や組合員以外の教職員の声も集めて、大学役員会や各部局長等に対して労働条件の改善に向けて団体交渉し、より良い職場になるよう努力する。人事院勧告や政府の人件費抑制策等の動向にも留意して、活動に取り組む。具体的には、以下の内容を「2020 年度学長・病院長への要望」として、中央委員会・定期大会の議を経て大学側に提出する。

① 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

- 1) 交付金削減に対する今後の対応につき、引き続き協議を希望します。
- 2) 教員の削減や物件費の削減など、労働環境に大きな影響のある事案につきましては、事前に組合と

の協議を行ってください。

3) 産学連携の推進により、研究の自由が阻害されないよう、引き続きお願いいたします。

1) 2) 交付金削減や競争資金化への対応として、クラウドファンディングや外部資金獲得推進などの対策を打ち出されていることは前向きに評価しています。また、大学には国や地域の文化を高めるといふ、資金獲得にはつながりにくい重要な機能があり、その点についても重視しておられることに敬意を表します。引き続き、そうした部門の切り捨てや削減につながるような学内的な資金配分をお願いいたしません。

3) 産学連携は、利益を追求する企業と、真理を追求する大学との間に利益相反を生む場合があります。これまでのところ、そうした事例については聞き及んでおりませんが、その点についても重々ご承知のことと存じますが、引き続き、学問の府としての大学の機能が損なわれることのないように留意しつつ進めていただくことを希望します。

② 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

- 1) 軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求めます。
- 2) 国歌斉唱については、中国、韓国をはじめ、アジア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑みた対応を求めます。

1) 一昨年 4 月、軍学共同研究についての学内審査基準の原案につき、組合との懇談の後、実施延期という判断となりました。慎重な対応に敬意を表します。今年度も応募は認めない方針であるとの学内通知を受け取っております。引き続き慎重な対応をお願いいたします。

2) 国歌斉唱については、今年度の入学式でも実施しませんでした。こちらにつきましても、理性的で諸外国からも尊敬されるような対

応を取られることを期待します。

③ 教員・事務職員の労働条件改善について

- 1) 人事院勧告がマイナス改定となった場合にも、教職員の待遇が悪化しないような対応を希望します。
- 2) 現在の給与における地域手当が、国家公務員 3% に対して 2% となっている点につき、早期の改善を求めます。
- 3) 教育の質が保証できる程度の教育研究費の配分に向けて、引き続き努力をお願いいたします。
- 4) 教職員の適切な年休取得や残業時間削減のために有効な対応策を取られることを求めます。教職員の在宅勤務についても、「働き方改革」の一環として検討されることを希望します。
- 5) 現在、子の看護休暇の対象が、「小学校就学まで」となっております。これを「小学校卒業まで」とすることを希望します。
- 6) 蔵本駐車場について、①他事業所と比べて高額な駐車料金の見直し、②朝の出勤時間帯の混雑緩和策、③無料駐車券の配布基準の見直しを希望します。

1) 2) 新型コロナウイルス対策による経済の急激な冷え込みにより、人事院勧告がマイナス改定となる可能性が高まっております。これまで、財政状況が厳しい中であっても人事院勧告の増額改定に準拠してこられたことに敬意を表します。ただし、国家公務員と比べて地域手当が 1% 低い状態がすでに 5 年目となっております。今回も、人事院勧告の本給部分については準拠される方針かと思いますが、地域手当分を、今年度限定であっても改定することで、実質的な給与減額を避けるなどの方策をご考慮いただけますことを希望します。

徳島大学教職員は、ウェブ授業の実施をはじめとして、新型コロナウイルスへの対応に尽力し、例年よりもかなり多い業務をこなしています。そうした努力に対して、給与の減額で応じ

るなどということがないことを希望します。国からの交付金は、人事院勧告の増減とかかわりなく支給されるはずですので、財源についてはその範囲内で対応可能ではないかと考えます。

3) 教育研究経費については例年改善を求めており、昨年度と比べると今年度は多少改善された印象もあります。引き続き、厳しい財政状況ではありますが、可能な限り改善の方策を実施していただけるよう検討をお願いいたします。

4) 教職員（とくに病院職員）の間で、「年休が取りにくい」という声が組合に多数寄せられております。ご承知のとおり、働き方改革の諸法制では、年休を最低 5 日取得させることが使用者の義務となっており、違反には 1 件（1 名）につき 30 万円を上限とする罰金も設定されております。まずは各部局の責任者に法の趣旨を周知徹底し、労働者が希望する日に年休が取得できるようにお願いいたします。大学側が時季を指定する場合にも、「書類上休みだが実態は出勤」といった違法な事態が起こらないようお願いいたします。

引き続き、教職員の間にも、時間外の勤務時間が長時間にわたる実態があります。時間外勤務手当の未払いなどは論外として、時間外労働の削減につき、有効な手段を取られることを求めます。

全学的に IC カードによる在院時間把握が開始されましたが、適切で有効な労働時間把握の手段につきましても、引き続き検討、実施を求めます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、遠隔授業が実施されるなど、教員の在宅勤務については基本的な体制が整ったと思われまます。しかし、事務職員についてはその体制が整っているようには思われません。特に首都圏の大学では、この機会に事務職員についても「ハンコの廃止」「会議のウェブ化」「事務システムを学外で使用可能にする」などによって、在宅勤務が行われております。また民間企業では、

コロナ対策が終わった後も在宅勤務を拡大するところが多くなっており、在宅勤務には、仕事と生活の切り分けが難しくなり、結局、労働時間が増える場合があるなど、デメリットも多々ありますが、業務改善（無駄な業務の改廃）などと合わせて進めれば、働き方が改善する可能性もあります。多面的なご検討を希望します。

5) 現在、子の看護休暇の対象が、「小学校就学まで」となっております。しかし、病児学童保育のサービスはかなり手薄な状況です。病気の小学生を自宅に一人でおいておくことはできませんので、保護者が自宅で看護せざるをえません。少子化が全国的な問題となっている昨今、公的存在である国立大学としては、「子育てしやすい労働環境の実現」という観点からも、子の看護休暇の対象を「小学校卒業まで」とされることを求めます。

6) ①蔵本駐車場は、他の事業所と比べて料金が高額となっております。数年前に、組合からの要望を入れて減額が実施されましたが、まだまだ高額です。県立中央病院との駐車場の共用化などによって駐車スペースにも若干の余裕が出てきたと聞き及んでおります。駐車料金につきましても、引き続き減額を検討されることを希望します。

②蔵本地区駐車場では、他にも、朝の出勤時間帯にゲートが混雑して入構に時間がかかるなどの問題が発生しております。ゲートの一つを「教職員専用」とするなどの対応を検討いただきたいと存じます。

③このところ、他事業所から校務で蔵本地区に行く場合であっても、無料駐車券が支給されず、「タクシー券を利用するように」といった対応がとられております。タクシーで移動した場合、部局の経費から数千円の出費となります。大学全体の財政が厳しい状況に鑑み、無料駐車券の配布基準の見直しを希望します。

④ 病院職員の労働条件改善について

- 1) 医員・研修医・修練歯科医（以下、「医員等」）の日給の増額を求めます。
- 2) 医員等および看護師に対して、適切な時間外勤務手当の支払いを行うよう求めます。
- 3) 医員等および看護師の適切な労働時間の把握を行うことを求めます。
- 4) 医員等および看護師に対して、適切な年休付与を求めます。
- 5) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯科医師にも支給することを求めます。
- 6) 病院所属の教員が「再任なし」となっている点について、再任を認めることを希望します。
- 7) 病院内の一般病棟男性看護師更衣室・医療クラーク休憩室・集中治療室男女看護師更衣室への組合掲示板の設置を求めます。

1) 医員等の日給がこの10年間、据え置かれております。他の職種については人事院勧告準拠で多少とも増額が行われているのに対して、不公平な状態となっております。現場のモチベーション向上のためにも、改善のご検討をお願いいたします。

2) 医員・研修医・修練歯科医への適切な超過勤務手当の支給については、一部で改善がみられるようですが、いまだに適切な支給が行われているとは言えない状況です。看護師につきましても、勤務の引継ぎなどの部分で適切と言い難い超勤の処理が行われていると聞き及んでおります。国の「働き方改革」の方針により、労働基準法違反に対して厳しい対応が取られている状況を改めて認識いただき、早急な改善を求めます。

3) 全学的にICカードによる出退勤時間の記録が始まりました。それで得られたデータと出勤簿等のデータを比較検討するなどして、適切な労働時間把握の方法や制度につき、すみやかな検討と実施をお願いします。

- 4) 医員等・看護師など多くの病院職員より、

年休を希望通りに取れないどころか、年休取得を言い出すこともしにくい状況であるとの訴えを聞いております。また、直前になって「明日は年休とするから出勤しなくてよい」と指示されるといった相談も受けております。労働者の希望通りに年休を付与することは労基法に定められた使用者側の義務ですので、適切な対応を求めます。とくに、働き方改革法により、年休の5日以上取得が義務付けられました。ご留意のうえ、適切にご対応ください。

5) 現在、臨床手当は医師に限定されております。また、支給額も、教授6万円、准教授4万円、講師3万円、助教2万円と、職階が高いほど金額が高くなっております。それに対して、たとえば香川大学では「医師調整手当」という名称で、教授19,900円、准教授29,900円、講師34,800円、助教44,800円と、職階が低いほど多い額の手当をつけております。これは、若年層を優遇して優秀な人材を確保する目的から妥当な措置だと考えます。予算厳しき現状ですが、病院の発展のため、まずは歯科医師にも臨床手当を付けることをご検討ください。

6) 現在、病院所属の教員につきましては、「再任を一回も認めない」ということになっております。大学所属の場合であれば、助教でも再任は認められております。これと同様に、再任を可とすることで、優秀な人材により長く勤務してもらい、さらには定着してもらう道を開くことが、病院の発展のためにもプラスになると考えます。つきましては、病院所属の教員につきましても、再任を可とするように改正をお願いいたします。

7) 現在、病棟の女子看護師用更衣室と、外来病棟1階のエレベーターホールに、組合用掲示板が設置されております。しかし、集中治療室勤務の看護師用更衣室(男女)、およびメディカルクラーク用更衣室、一般病棟男性看護師更衣室には、掲示板が設置されておられません。去る6月9日付で要望しましたが、ご許可いただけま

せんでした。男性看護師やメディカルクラークが増加するといった状況変化に対応するため、また国の働き方改革の推進に伴う情報提供の活性化のために、ご再考いただけますことを希望します。

⑤ パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。

今年度より、「改正パート有期雇用労働法」により、正規・非正規の間の格差の是正が求められております。現実問題として、徳島大学における多くの職場は、パート職員の働きによって維持されていると言っても過言ではありません。パート職員には異動がほとんどないことから、パート職員の存在によって業務の継承がなされているという側面もあります。そうした現状を踏まえ、改正法の趣旨にのっとり、有期雇用職員の待遇改善をお願いいたします。

その他、以下の項目につき、これまでどおり活動を継続する。

- ① 教職員からの相談に対応します。
昨年度に引き続き、ハラスメント、サービス残業など相談に応じ、解決を図る。
- ② 全大教、徳島労連、徳島県医労連、徳島県国公労連などと連携をとりながら活動に取り組みます。

2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。

- ① 組合員同士が交流できるように、懇親会をなるべくたくさん開催する。
- ② 徳島労連などのイベントも組合員に紹介し、参加を募る。

- ③ さまざまな**教研集会**にもなるべく参加者を送り込み、学習や情報収集の機会とする。

3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します。

加入促進策と、組合活動の広報を中心に、過半数組合の実現のために活動する。

- ① 病院や事務職員の新人オリエンテーションで組合説明会を実施し、加入を呼びかける。他

大学の例を参考に説明会の工夫を重ねる。

- ② 未組合員向けのメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」、組合員向けの「中執便り」の配信を継続する。看護師向けの広報活動について有効な方法を検討し、実施する。
- ③ 事務職員、病院、加入者の少ない部局、非常勤職員・ポスドクなど多方面に積極的な組合加入の促進を展開する。

2019年度(2019年6月-2020年5月)一般会計決算報告

2020年度(2020年6月-2021年5月)一般会計予算案

収入の部					
費目	備考	2020年度予算	2019年度予算	2019年度決算	差額(決算-予算)
前年度繰越金	※通帳・現金	860,118	599,504	599,504	0
組合費	常勤職員組合員92名, 非常勤職員組合員24名	2,000,000	2,300,000	2,237,000	-63,000
「特別会計」からの繰入金		0	100,000	0	-100,000
旅費	※全大教組合費と相殺	150,000	300,000	118,386	-181,614
旅費・交通費補助	※全大教中国四国地区協議会, 医労連より	0	28,000	22,140	-5,860
その他(利息)		5	0	5	5
その他(寄付金・雑収入)		0	0	0	0
収入合計		3,010,123	3,327,504	2,977,035	-350,469
支出の部					
費目	内訳	2020年度予算	2019年度予算	2019年度決算	差額(予算-決算)
加盟団体組合費	全国大学高専教職員組合組合費	1,211,100	1,148,400	1,148,400	0
	徳島県労働組合総連合会費	150,000	150,000	150,000	0
	徳島県医療労働組合連合会会費	97,200	48,600	48,600	0
	徳島県国家公務員労組共闘会議加盟費	30,000	29,520	61,200	-31,680
	四国地区大学高専教職員組合連絡会分担金	28,000	30,000	27,225	2,775
小計		1,516,300	1,406,520	1,435,425	-28,905
出張費	遠隔地出張費	200,000	400,000	172,920	227,080
	市内近郊出張費	120,000	170,000	93,120	76,880
小計		320,000	570,000	266,040	303,960
活動費	会議費	20,000	60,000	19,723	40,277
	通信費	15,000	30,000	11,675	18,325
	消耗品費	10,000	15,000	4,990	10,010
	印刷費	10,000	250,000	68,220	181,780
	アルバイト人件費	20,000	20,000	0	20,000
	資料費	10,000	10,000	0	10,000
	研修費	20,000	20,000	0	20,000
	文化・レクリエーション費	70,000	150,000	69,356	80,644
小計		175,000	555,000	173,964	381,036
地区活動費(支部費)	常三島地区活動費	20,000	20,000	0	20,000
	蔵本地区活動費	20,000	20,000	0	20,000
小計		40,000	40,000	0	40,000
共闘費	原発撤退・エネ転換を求める徳島連絡会会費	5,000	5,000	5,000	0
	徳島労連国民春闘討論集会参加費	0	1,000	0	1,000
	その他	15,000	20,000	4,000	16,000
小計		20,000	26,000	9,000	17,000
その他	事務室整備費	100,000	120,000	87,100	32,900
	事務室電気料金	15,000	15,000	14,690	310
	慶弔費	200,000	200,000	125,000	75,000
	労災保険料	0	0	0	0
	金融機関手数料	7,000	5,000	5,698	-698
	使途不明金	0	0	0	0
	予備費	616,823	389,984	0	389,984
小計		938,823	729,984	232,488	497,496
支出合計		3,010,123	3,327,504	2,116,917	1,210,587
差引残高				¥860,118	(⇒20年度へ繰越)

2019年度 教職員共済生協大学事業所関係決算報告

収入の部

	2018年度決算	2019年度決算	備考
前年度繰越金	390,079	445,901	
事務委託手数料	55,819	52,655	
会議旅費	0	0	
利息	3	4	
その他	0	0	
計	445,901	498,560	

支出の部

	2018年度決算	2019年度決算	備考
組合一般会計へ繰入	0	0	
会議旅費支給	0	0	
その他	0	0	
計	0	0	

2019年度末残高 498,560

2019年度 組合基金の現況

	2018年度決算	2019年度決算	備考
出資金 (A)	200,000	200,000	
定期預金 (B)	1,323,977	1,324,123	今期利息=172-26(税)=146円
普通預金			
繰越金	104,646	124,602	
出資配当金	4,775	3,184	
利用配当金	15,181	22,165	
利息	0	0	
組合一般会計へ繰入	0	0	
小計 (C)	124,602	149,951	
合計=(A)+(B)+(C)	1,648,579	1,674,074	

「特別会計」残高合計=¥2,172,634 (対前年度比: +¥78,154)

監査報告書

徳島大学教職員労働組合の令和元年度の事業執行及び会計・財務状況について、同組規約第20条に基づき監査委員会を開催し、監査を実施しました。以下にその監査結果を報告します。

監査日：令和2年6月9日(火) 10時開始
監査場所：徳島大学総合科学部1号館 学部ゼミ室6


監査日：令和2年6月10日(水) 18時開始
監査場所：徳島大学総合科学部1号館 学部ゼミ室6


監査所見

令和元年度における事業報告、収入、予算執行計画及び実施状況について、各地区の出納帳・伝票・預金通帳・領収書台帳などにより監査を実施しました。その結果、それぞれが適正に執行され、表示されていることを確認しました。

令和2年6月10日

徳島大学教職員労働組合 監査委員会

監査 佐竹昌之 

監査 堤和博 

徳島大学教職員労働組合同規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的小および政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合（略称「徳大労組」、以下「組合」）という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合同規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であった者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

①教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

②病院関係

役職手当が支払われる以下の職員
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③行政職

総務部の部長、次長、課長（同等の職位）以上の職にある者、および人事担当職

④NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的小および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。
- ③ 組合員の共済および福利の増進に関すること。
- ④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- ⑤ 組合員のレクリエーションに関すること。
- ⑥ 機関紙を発行すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であって代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。
ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員会の議決があったとき。
- ③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

- ⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。
- 3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。
代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

- 5 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 中央執行委員会役員および監査委員の選出。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員への制裁。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借り入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代

議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

2 中央委員会は、中央執行委員長が以下の場合に招集する。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員の五分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。

4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であつて、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。

3 中央執行委員会は必要に応じて中央執行委員長が招集する。

ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の招集を要求することができる。

4 中央執行委員長は中央執行委員会の議長となる。

5 中央執行委員会においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。

② 大会および中央委員会に提出する事項。

③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員の過半数の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要に応じて専門部会をおく。各部会には必要に応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。

① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。

② 組合員名簿に関すること。

③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。

④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。

⑤ その他書記局事務に関すること。

3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告をうけ、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正

を発見したときは中央委員会または大会に報告する。

② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

① 選挙の公示に関すること。

② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。

③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。

④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。

⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 4 章 役 員

(役 員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央副執行委員長 一名

書記長 一名

書記次長 各支部から一名

会計 一名

支部選出中央執行委員 第二十三条4で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。

3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。

6 会計は、組合の会計事務を処理する。

7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。

8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員は大会で各役職を指定して選出される。

2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない。

3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選

挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。

- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。
委員数は次のように定める。
組合員が五〇名以下の支部一名
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名
組合員が一〇一名以上の支部三名
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

- 第二十四条 役員任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。
任期途中の役員が転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
 - 3 役員は他の役員の地位を兼ねることができない。

(専従役員)

- 第二十五条 中央執行委員会は第二十二条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員が就任が大会で承認された者とする。
 - 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
 - 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

- 第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。
- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

第 5 章 会 計

(経 費)

- 第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
 - 3 組合費は別規約に定める。
 - 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。
- 第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

第 6 章 組 合 員

(加入及び脱退)

- 第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
 - 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
 - 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

- 第三十一条 組合員でないものが第二十二条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出て承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

- 第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。
- 2 組合員は、以下の権利を有する。
 - ① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。
 - ② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。
 - ③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を要求すること。
 - ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
 - ⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
 - ⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。

- 3 組合員は、以下の義務を有する。
- ① 大会、中央委員会および中央執行委員会の議決に従うこと。
 - ② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制 裁)

- 第三十三条 組合員であって、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。
- 2 役員であって不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。
 - 3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。
 - 4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。
ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。
 - 5 組合員であって一年以上組合費を滞納した者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。
滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

第 7 章 解 散

(解 散)

- 第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全

組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規約の改正)

- 第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。
- 2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

- 第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

- 第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。

徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等および NPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000円		
事務職員・技術職員・技能職員	800円	1,600円	2,000円
看護師	1,000円	1,700円	2,000円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000円		
任期付医療技術職員	1,000円		
非常勤講師	200円		
個別契約	応談（600～2,000円）		

時短勤務期間中の組合費

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
事務職員・技術職員・技能職員	500円	1,000円	1,600円
看護師	600円	1,000円	1,600円
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	600円		
任期付医療技術職員	600円		
個別契約	応談（600～1,600円）		

2 ただし産前産後休業、育児休業、介護休業を取得するなどして1月以上無給となる場合は、

組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間が30日以上60日未満の場合は1月分

を、60日以上90日未満の場合は2月分を免除し、以下同様に算定することとする。

(制裁)

第四条 組合員であつて、第三条2に定める事情を除き、1年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。

(規約の改正)

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなけ

ればならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以て行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。(二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012年6月30日一部改正、2012年1月1日より施行。2013年6月29日一部改正、2013年7月1日より施行。2014年6月28日一部改正、7月1日より施行。) 2019年6月29日一部改正、7月1日より施行。

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第1章 総 則

第1条 徳島大学教職員労働組合格約（以下単に規約と言う）第22条および第23条に基づき、本規定を定める。

第2条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

第2章 組合役員選挙

第3条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第23条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第4条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第3条に規定された選挙によって選出された選挙管理委

員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第5条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約21条に準拠する。

第6条 選挙管理委員会は、規約第21条に規定された次の業務を行なう。

(1)選挙公示に関すること。

(2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。

(3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。

(4)投票の有効、無効および当選者の発表に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第7条 選挙の公示は投票開始日の14日前までに行なう。

第8条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会

に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のみは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することのより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めるものとする。

徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。

1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。

2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。

2. 出張費の支給額については以下の通りとする。

1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、宿泊費および日当の合計額とする。

2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。

3) 往復交通費は、鉄道（片道50kmを超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の70%を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。

4) 現地交通費は1日につき2,000円とする。

5) 宿泊費は1泊9,000円とする。

6) 日当は1日3,000円、半日1,500円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が2時間超6時間以下の場合半日分を、同じく6時間超10時間以下の場合1日分を支給し、以下同様に算定することとする。

- 7) 市内近郊交通費は1日につき一律800円とする。ただし、実額が800円を超えるときは、実額を支給することができる。
- 8) 乗用車を利用する場合は、3)にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。
3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。
4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。
5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本

的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。

附則：この規定は1996年6月より施行する。2009年7月18日に一部改正し、2009年3月25日より施行する。2012年6月30日に一部改正し、2012年1月1日より施行する。2014年6月28日に一部改正し、2014年7月1日より施行する。

徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う
- A：慶事
- | | |
|----------------|---------|
| 1) 本人の結婚 | 10,000円 |
| 2) 本人および配偶者の出産 | 5,000円 |
- B：弔事
- | | |
|--------------|---------|
| 1) 本人の死亡 | 20,000円 |
| 2) 配偶者の死亡 | 10,000円 |
| 3) 一親等の親族の死亡 | 5,000円 |
- C：病気（事故を含む）
- 21日以上勤務できない場合または7日以上の上の入院
- | | |
|--|--------|
| | 5,000円 |
|--|--------|
- D：転退職
- | | |
|-----------------------|---------|
| 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む） | 10,000円 |
| 2) 上記以外の転退職 | 5,000円 |
- E：上記以外の不慮の災害など
- | | |
|--|-------|
| | 1万円以内 |
|--|-------|
- で四役が決定

2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。
3. この規定は1996年6月より実施する。

(1996年6月15日の徳島大学教職員組合第39回大会で確認)

(2015年7月4日の徳島大学教職員労働組合第12回定期大会において一部改正し、2015年3月18日より施行する。)